資料１

国土利用計画制度について

１　国土利用計画法の概要

国土利用計画法(昭和４９年法律第２号)は、国土利用の基本構想などを定める国土利用計画及び土地利用基本計画の作成について、また、土地の投機的な取引の規制などについて定めており、これらに基づいて、総合的かつ計画的な国土利用を図ることを目的としています。

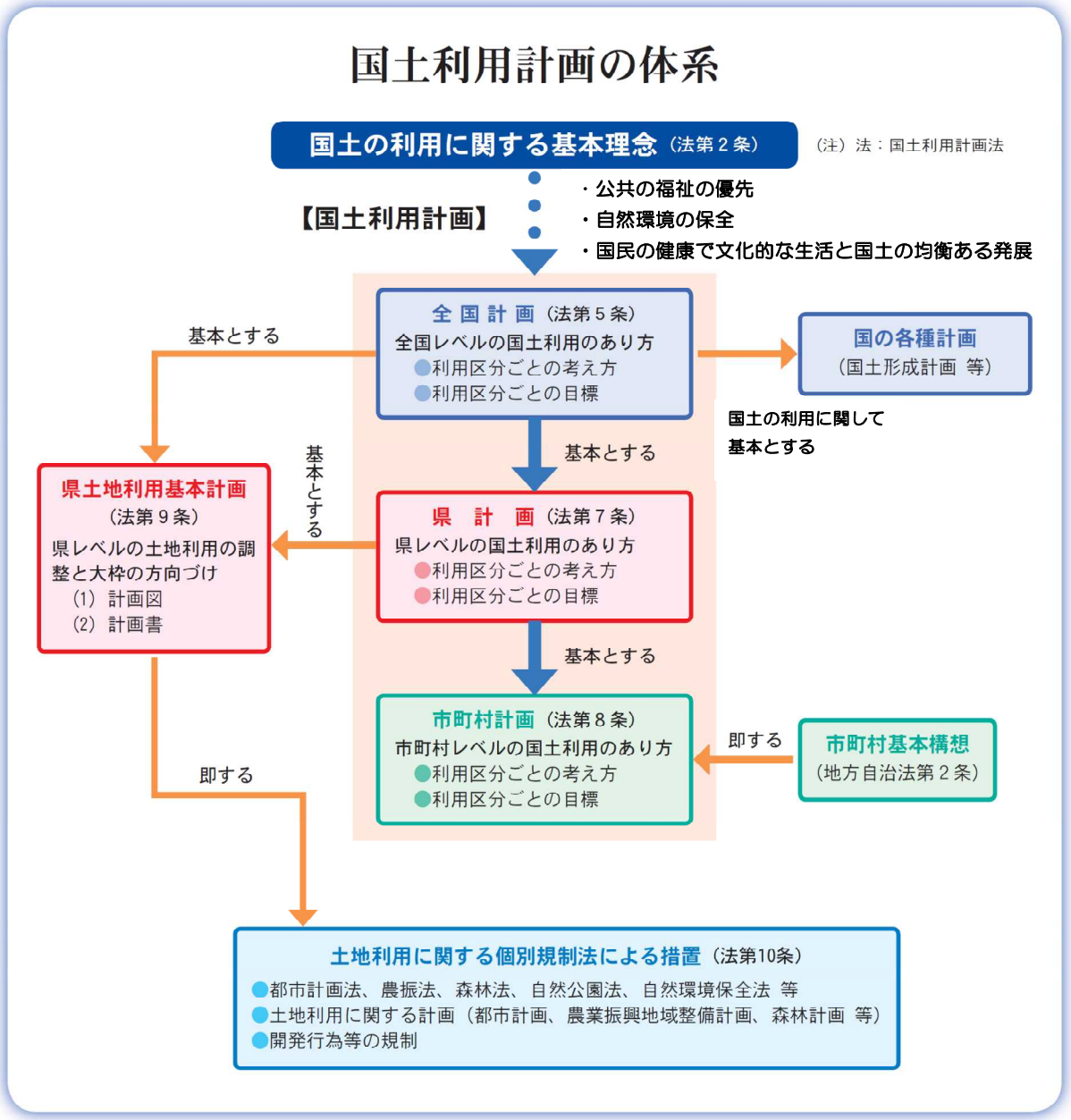

２　千葉県国土利用計画地方審議会

１　設置根拠

※　国土利用計画法（以下「法」という）第３８条第１項

「この法律の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、都道府県知事の諮問に応じ、当該都道府県の区域における国土の利用に関する基本的な事項及び土地利用に関し重要な事項を調査審議するため、都道府県に、これらの事項の調査審議に関する審議会その他の合議制の機関（次項において「審議会等」という。）を置く。」

※法第３８条第２項

「審議会等の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。」

２　所掌事務

（１）国土利用計画法の規定によりその権限に属させられた事項の調査審議

①国土利用計画に関する調査審議

ア　国土利用計画のうち都道府県計画の策定及び変更

（法第７条第３項及び第９項）

イ　国土利用計画のうち市町村計画に対する知事の助言又は勧告の際の意見提出　（法第８条第６項）

②土地利用基本計画に関する調査審議

土地利用基本計画の策定及び変更　（法第９条第１０項及び第１４項）

（２）当該都道府県の区域における国土の利用に関する基本的な事項及び土地利用に関し重要な事項の調査審議　（法第３８条第第１項）

３　委　員

（１）委員定数：２５人以内

（２）任　　期：３年（平成２６年１月２１日～平成２９年１月２０日）

４　運　営

千葉県行政組織条例（以下、「行政組織条例」という。）に基づく他の附属機関に同じ。

（１）定 足 数：委員の半数以上　（行政組織条例第３２条第２項）

（２）議　　決：出席委員の過半数（可否同数の場合は議長採決）

（行政組織条例第３２条第３項）